

札幌市指定給水装置工事事業者 指定申請（郵送等）手続き

1 送付場所（あて先）

〒060-0041 札幌市中央区大通東1 1 丁目2 3 番地

札幌市水道局 給水装置課給水技術係 電話：011-211-7055 FAX：011-211-7082

2 指定要件（水道法第25条の3、水道法施行規則第20条）

- (1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置くこと。
- (2) 次の機械器具を有すること。
 - イ 管の切断用の機械器具（金切りのこ等）
 - ロ 管の加工用の機械器具（やすり、パイプねじ切り器等）
 - ハ 接合用の機械器具（トーチランプ、パイプレンチ等）
 - ニ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
 - ハ 水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ニ 指定を取り消された日から2年を経過しない者
 - ホ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
 - ヘ 法人の役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

3 提出書類（水道法第25条の2、水道法施行規則第18条、19条）

【法人の場合】

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（別紙 水道法施行規則様式第1）
 - (2) 機械器具調書（別紙 水道法施行規則第1別表）
 - (3) 誓約書（別紙 水道法施行規則様式第2）
 - (4) 給水装置工事主任技術者選任届出書
 - (5) 給水装置工事主任技術者証の写しまたは免状
 - (6) 返信用封筒（角形2号封筒）〈140円分の切手を貼付け、返信先の住所・宛名を記入したもの〉
 - (7) 新規指定の郵送等受付に伴う確認書
 - (8) 定款または寄付行為の写し
 - (9) 登記簿の謄本または登記事項証明書（履歴事項全部証明書）〈申請日前1ヶ月以内に発行されたもの〉
- } 8 給水装置工事主任技術者の選任 参照

【個人の場合】

- (1)～(7) 法人と同じ
- (8) 住民票〈申請日前1ヵ月以内に発行されたもの〉

（裏面へ続く）

4 指定手数料（札幌市水道事業給水条例第34条、別表4）

10,000円

申請書類の確認が終わりましたら、納入通知書を返信用封筒にて郵送しますので、納入通知書に明記されている金融機関及び期日までにお支払いください。

5 指定までの流れ

- (1)申請書の提出 ⇒ 提出書類を郵送等で給水技術係宛に送付する。
- (2)申請書の受付 ⇒ 書類に不備がある場合は、水道局から連絡があります。
- (3)手数料の納入 ⇒ 水道局から返信用封筒にて納入通知書を郵送いたしますので、指定された期日までに、届いた納入通知書で手数料（10,000円）を納入します。
- (4)納入の確認 ⇒ 領収書(お客さま控)の画像をFAXまたはEメールで、給水技術係に提示する。
※メールアドレスは、返信用封筒に同封した書類に記載されています。
- (5)審査 ⇒ 指定の基準を満たしているか審査します。
- (6)指定 ⇒ 指定の要件を満たしていれば、指定されます。

6 郵送等での受付による注意事項【重要】

- (1)申請者は、電話の他にFAXまたはEメールが使用可能であること。
- (2)返信用封筒は、角形2号封筒に返信先を記入し切手(140円)を貼付けた状態で提出すること。なお、返信用封筒は折りたたんで構いません。〈返信先未記入または切手貼付け無しのもものは、受付いたしません。〉
- (3)申請者は、水道局からの修正指示が円滑に進むように、申請書の控を取っておくこと。
- (4)手数料の納入が確認出来るまで、申請の受付は完了しません。
- (5)郵送等の方法については、郵便や宅配便業者のメール便などをご利用になれます。

7 指定の通知と告示

手数料納入の確認後からおおむね3週間程度で指定の可否を決定し、申請者へ通知するとともに、札幌市指定給水装置工事事業者となった旨を告示します。

8 給水装置工事主任技術者の選任（水道法第25条の4、水道法施行規則第21条、第22条）

指定を受けたときは、指定を受けた日から2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任し、「給水装置工事主任技術者選任・解任届」（別紙 水道法施行規則様式第3）により届け出てください。なお、水道法では指定を受けた日から2週間以内に選任し届け出ることになっておりますが、申請の際に同時に提出いただくことも可能です。その際は、提出日及び選任の年月日は記入しないでください。（指定を受けた日が選任及び提出の年月日となります。）

（記載例１）指定給水装置工事事業者指定申請書

（表 面）

（札幌市様式）

様式第１（第１８条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

札幌市水道事業管理者 殿

申請者 フリガナ 株式会社〇〇設備
フリガナ 〇〇セツビ
氏名又は名称
郵便番号 〒060-0042
住 所 札幌市中央区大通東 11 丁目 23 番地
フリガナ スイドウ タロウ
代表者氏名 代表取締役 水道 太郎
電話番号 011-211-7055
FAX 番号（任意） 011-211-7082
E メールアドレス（任意） sapporosuido@city.sapporo.jp

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、
同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
スイドウ タロウ 水道 太郎	キタ サブロウ 北 三 郎
スイドウ ハナコ 水道 花子	
チュウオウ ジロウ 中 央 次郎	
事業の範囲	給水装置工事事業
機械器具の名称、性能及び	

※登記簿等のおり、全員の
氏名を記入してください。
※個人の場合は代表者氏名を
記入してください。

※定款・登記簿等に記載されている「目的」
のうち、給水装置工事事業に該当するもの
を記入してください。

（裏 面）

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称	株式会社〇〇設備
上記事業所の郵便番号 所在地 フリガナ 代表者氏名 電話番号 FAX 番号（任意） E メールアドレス（任意）	〒060-0042 札幌市中央区大通東 11 丁目 23 番地 スイドウ タロウ 水道太郎 011-211-7055 011-211-7082 sapporosuido@city.sapporo.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装 置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ヒガシ シロウ 東 四郎 シロイン ゴロウ 白石 五郎	123456 7890

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称	
上記事業所の郵便番号 所在地 フリガナ 代表者氏名 電話番号 FAX 番号（任意） E メールアドレス（任意）	
上記事業所で選任されることとなる給水装 置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(記載例2) 機械器具調書

別表（第18条関係）

機 械 器 具 調 書

〇〇年〇〇月〇〇日現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金きりのこ		2	
	シャーパー		1	
	エンジンカッター	ABC-123	1	
	パイプカッター		1	
管の加工用の 機械器具	やすり		2	
	パイプねじ切り器	DE-45	1	
接合用の機械 器具	トーチランプ	F678	1	
	パイプレンチ	GH9	1	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	IJK001	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(記載例3) 誓約書

様式第2（第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イから

へまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者

氏名又は名称 株式会社〇〇設備

住所 札幌市中央区大通東11丁目23番地

代表者氏名 代表取締役 水道 太郎

札幌市水道事業管理者 殿

(記載例4) 給水装置工事主任技術者選任届

- ※ 新規指定給水装置工事事業者は、指定を受けた日から2週間以内に選任し、届け出てください。
- ※ 「給水装置工事主任技術者免状」又は「給水装置工事主任技術者証」の写しを添付してください。

様式第3 (第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

札幌市水道事業管理者 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

届出者 株式会社〇〇設備

札幌市中央区大通東11丁目23番地

代表取締役 水道 太郎

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社〇〇設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
アズマ シロウ 東 四郎	123456	△年△月△日
シライシ ゴロウ 白石 五郎	7890	△年△月△日

※「選任」を丸で囲んでください。

※フリガナを記入してください。

※指定を受けた日から2週間以内